

提案提出元	多田 光宏（京都大学防災研究所）	
項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>新たに加えるべき論点</p> <p>ア. 周波数オークションの落札価格に上限を設けるべきか</p> <p>イ. 周波数オークションをいつから始めるべきか</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1	<p><b>①電波の割り当ての公平性</b></p> <p>外国ではオークションで兆円単位の価格がつくほど価値のある電波をどの企業に無料で割り当てるかを総務省の判断に任せるのは極めて不公平である。オークションならば行政の介入する余地がほとんどなく非常に透明性が高く公平である。</p> <p><b>②効率的に電波を使用する企業に割り当てられる</b></p> <p>日本で周波数オークションを行うと、おそらく今までの電波利用料よりも携帯電話会社の負担は大きくなるだろう。電波の使用の負担が今までより大きくなることによって最も電波を効率的に使える業者が落札すると思われるので、貴重な資源である電波がより効率的に活用されることになる。</p> <p><b>③新規参入と競争の促進</b></p> <p>オークションを行えば、総務省の美人投票よりも新規参入が増える可能性が高くなる。そうなれば競争も促進され、携帯電話産業もより安く便利になることが期待できる。</p>
	2	電波を利用する権利を借りるために払込金が必要
	3	落札価格が非常に大きくなることが予想されるので、一般財源化すべき。また東日本大震災の復興のために莫大な予算が必要になることが予想される中、一度に兆単位の予算が得られることが期待できる周波数オークションによる財源を一般財源にしない事は考えられない。

項目	ご意見	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	4	<p>①競願が発生する無線システム全て（携帯電話、放送、人工衛星等）を対象とするか。</p> <p>少なくとも周波数が空き、新規に割り当てを行う場合は基本的にすべて行うべき</p> <p>②再免許時にオークションを行うか。</p> <p>一旦割り当てた周波数がそのままずっと割り当てになると、それが既得権になり、電波を効率的に使おうというインセンティブがなくなるので、更新時にも行うべき</p>
	5	<p>(1)①落札額が高騰しないか。</p> <p>世界中で落札価格が高騰した事例は特に近年ではほとんどないので心配ないと思われる。</p> <p>(1)②公正な競争が歪められないか(特定の有力事業者による買い占め等)</p> <p>周波数を複数のスロットにわけて一スロット一社に制限したり、地域ごとに分けて制限するなど大手の買い占めを制限する方法はすでに外国での事例がある。</p>
	6	<p>二次取引は認めるべき。二次取引を認めることによって、最初に落札した企業が事業に失敗しても、電波を転売することによって、電波が有効利用されやすくなる。</p>
7	<p>電波利用料は廃止して、混信対策などの予算が必要な場合に 応じて一般会計から出す。</p>	

項目	ご意見	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	8	<p>②免許の有効期間（現行5年）の見直し 免許の有効期間の長短よりも電波の転売を認めることが重要</p>
	9	<p>・ボーダフォンのように外資系企業が携帯電話事業に参入していた実績があるので外資系企業も認めるべき。</p>
	ア	<p>周波数オークションに千億円の上限を設けようという案があるようだが、絶対に上限を設けるべきではない。上限を設けると入札価格が上限で揃い、結局美人投票になる。オークションの意味が全くなくなる。移行費用が必要なら落札価格の一部から出せば良い</p>
イ	<p>日本は周波数オークションについては世界から相当出遅れている。来年空く900MHzから早速オークションを開始すべき。</p>	
3. その他 (留意事項や情報提供など)	<p>(本人の了承があれば) 池田信夫先生が意見を述べる機会を作ってください。</p>	